ミニテスト① ~さあ、問題を解いてみよう!~

次の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を、解答欄に記入しなさい。

- □問1:不動産の売買契約は、当事者の意思表示の合致のみでは成立せず、その成立 には契約書の作成も不可欠である。
- □問2:公序良俗に反する契約は、取り消すことができる。
- □問3: A所有の甲土地について、AとBとの間で売買契約が締結されたが、AがC の詐欺によりBと当該契約を締結した場合、Aは、Bがその詐欺の事実を知っているか、不注意により知らないときでなければ、売買契約を取り消すことができない。
- □問4:A所有の甲土地について、AとBとの間で売買契約が締結されたが、AがC の強迫によりBと当該契約を締結した場合、Aは、Bがその強迫の事実を知っているときでなければ、売買契約を取り消すことができない。
- □問5: A所有の甲土地につき、AとBとの間で売買契約が締結された場合で、Aの「土地を1,000万で売却する」という意思は真意ではなく、Bもその旨を知っていたとき、売買契約は無効である。
- □問6: Aが債権者からの差押えを免れるため、Bと通謀してA所有の甲土地をBに仮装譲渡する契約を締結し、Bの名義に所有権移転登記をした後、Bが甲土地を善意無過失のCに売却した場合、Aは、Cが所有権移転登記を受けていなければ、Cに対して甲土地の所有権を主張することができる。
- □問7: A所有の甲土地について、AがBに対し売却の意思表示をしたが、その意思表示に錯誤があり、その錯誤が取引上の社会通念に照らして重要なものであった場合、Aは、重大な過失があるときは、原則として自らその取消しを主張することができない。

解答欄

問1	問 2	問3	問 4	問 5	問 6	問7